

## 巻頭言

学長 竹安栄子

<創刊に寄せて～ジェンダー教育研究所設立に込めた志～>

ジェンダー教育研究所は、京都女子大学の第6番目の付置研究機関として2022年10月に発足しました。この度の研究所年報の創刊にあたり、研究所の設立を志した背景について記しておきたいと思います。

2000年、新設された現代社会学部のメンバーとして本学に就任し学生指導に従事した経験から、「女子大学」という教育環境が、学生たちの能力をのびやかに伸ばし、主体性を自然と育むこと、さらに講義や演習を通したジェンダーの学習が、彼女たちの卒業後の人生を大きく変える力をもっていることを日々体験してきました。

また2018年にスタートした女性のためのリカレント教育の運営に従事したことは、女性たちが日本社会では厳しい生き方の選択を迫られている現実を知る貴重な機会となりました。女性の政治的過少代表をテーマとする研究者として、政治領域のみならず経済領域における日本の女性の現状が、欧米に大きく後れを取っていることを、長年、授業等で語ってきたにもかかわらず、これまでは単にデータや概念として理解していたにすぎなかったことを思い知らされました。「妻」や「母」でなければ社会で自らの道を生きていたはずの女性たちに課せられた「チャイルドペナルティ」\*の重さを、まざまざと見せつけられたのです。元理系研究者のある受講生の「これまで女性の生き方を誰も教えてくれなかった。女子大学に来て女性の生き方を真剣に考えてくれている人たちがいることを初めて知った」という言葉は女子大学教育の意義に大きな自信を与えてくれました。能力ある女性たちが、その力を社会に活かすすべもなく、相談する場もなく社会の中で埋もれている。この現実を変えるための力となることは女性のための高等教育機関の使命である、との思いを強くした次第です。

2020年に学長に就任し、第2次グランドビジョンの策定にあたり第1項目に「ジェンダー平等の実現に貢献する女性の育成」を掲げたのは、以上の経験と、さらに本学の前身である京都女子高等専門学校設立に尽力した3人の女性(甲斐和里子、大谷籌子、九條武子)たちの「男女平等機会均等」社会の実現を願う精神を引き継ぐ思いからでした。

第2次世界大戦後、日本国憲法、教育基本法、さらには男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法などなど法整備は進み、大谷籌子氏たちが願った「男女平等機会均等」は実現されたといえるでしょう。しかし現実には、日本はいまだ世界でも男女格差の大きい国に留まっています。

格差の解消にはアファーマティブ／ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）が必要です。女子大学という女性だけの教育環境は、女性役割を意識することなく女性が行動することを促進します。しかし教育効果を最大化するためには、ジェンダー格差の是正に向けた明確なメッセージを学生に提示し、その目的達成のための多様な教育方法を開発し導入することが重要です。

当研究所は、京都女子大学のジェンダー教育の充実のみならず、日本におけるジェンダー教育普及のための拠点となることを目指して設置しました。小さな試みではありますが、愚直に粘り強くジェンダー教育の重要性を発信していく場となることを願っています。

\*「チャイルドペナルティ」とは、子どもを持つことに伴う労働所得の減少割合が大きいことを指し、ヘンリック・クレベン（米国プリンストン大学）らが、2019年に提起。学歴等の性差が解消された先進国でも、なぜ格差が残っているのかを追求。その結果、各国の統計データ分析から、出産するとあたかも罰せられるかのように、収入が下落する状況が見られ、これが元凶だと突き止めた。クレベンらの研究をはじめ、先進国を対象とした先行研究をレビューし、日本におけるチャイルドペナルティの状況についても考察したものとして、以下の論稿を参照のこと。古村典洋「第3章 チャイルドペナルティとジェンダーギャップ」財務総合政策研究所『仕事・働き方・賃金に関する研究会：一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現に向けて 報告書』（令和4年6月）

[https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2021/shigoto\\_report03.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2021/shigoto_report03.pdf)